令和元年台風第 15 号及び第 19 号住宅補修緊急支援事業の実施について

1 概 要

令和元年台風第 15 号及び第 19 号(以下「台風」という。)で被害を受けた区内の住宅に対して、補修工事に要する経費の一部を補助することにより、台風による被災者の生活の安定と住宅の安全確保を図る。

なお、事業の実施に当たっては、都が実施する「令和元年台風第 15 号・第 19 号住宅被 害対策区市町村支援事業」を活用する。

2 補助対象住宅

台風による被害を受けた住宅(既に応急修理を終えたものを含む。)のうち、区が交付したり災証明書の判定結果が「一部損壊(損害割合が20%未満)」のもの。

なお、共同住宅又は店舗等との併用住宅の場合は、居住部分のみを対象とする。

3 補助対象者

- (1) 現に自己が所有し、かつ、自己が居住する住宅の補修工事を行う者
- (2) り災証明書の写し等必要書類を添付して、区に補助金の交付申請を行うことができる者
- (3) 令和2年3月31日までに、補修工事及び事業者への工事代金の支払いを終え、区に補助金の実績報告を行うことができる者

4 補助対象工事

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施される補修工事

5 補助金額

住宅1戸につき、補修工事費(消費税等含む。)の1/2又は30万円のいずれか低い額

6 事業完了までの流れ

令和元年 12 月 要綱制定(都・区)

2年 1月 周知 (区報 1/25号、区 HP、ちらし、Facebook、Twitter)、事業開始 3月 事業終了